

令和7年3月6日

東京二十三区清掃一部事務組合

管 理 者 殿

東京二十三区清掃一部事務組合

監査委員 橋 本 正 彦

監査委員 山 本 泰 人

監査委員 大 沢 たかし

令和6年度定期監査、工事及び委託監査、財政援助団体（東京二十三区清掃一部事務組合職員互助会）監査の結果について（報告）

このことについて、地方自治法第199条第1項、第4項、第5項及び第7項の規定に基づき下記のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

なお、前監査委員樋口高顕及び池田裕一は令和6年6月25日まで関与し、山本泰人監査委員及び大沢たかし監査委員は同年6月26日から関与しました。

記

第1 定期監査

1 監査実施期間

令和6年5月7日から令和7年2月18日まで実施した。

2 監査対象

総務部、清掃技術訓練センター、清掃事業国際協力室、施設管理部、各清掃工場及び中防処理施設管理事務所、建設部、会計室、監査事務局、議会事務局

3 監査の範囲と観点

（1） 監査の範囲

令和5年4月1日から監査実施当日分まで

ただし、契約関係は令和5年度分の事務処理について監査した。

（2） 監査の観点

主に令和5年度の財務に関する事務の執行を中心として事務事業の執行全般を対象に、法令に適合し正確に行われているか、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか等に留意して監査を実施する。

重点監査項目：契約事務全般

4 監査の方法

定期監査については、東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）監査基準並びに令和6年度監査計画に基づき、監査資料の書類審査及びヒアリング等により行った。

また、令和6年度は新たに、代表監査委員による本庁各課ヒアリングを実施し、前年度指摘事項や事業効率化への取組状況について確認を行った。

5 監査の結果

対象事務について、次に述べる指摘事項については、早急に事務処理の見直しや改善を行い、より適正な事務の執行に努められたい。

なお、指摘には至らないが是正や改善が必要な事項は、監査委員の命を受けた監査事務局長を通じて注意・指導を行ったが、適切な対応に努められたい。

監査委員の指摘・意見と、局長注意・指導の区分は、次のとおりとする。

区分	内容
指摘	1 法令・条例・規則に違反している事項 2 著しく不経済な支出又は著しい損害が生じている事項 3 予算を目的外に支出している事項又は著しく妥当性を欠く事項 4 すでに指摘等をした事項で改善の努力がなされていないもの
意見	適正な事務・事業執行、組織運営の合理化等の視点から留意や努力を求めるもの
局長注意・指導	指摘事項には該当しないが、是正や改善を要するもの ＊「監査事務局長注意・指導事項」として関係部局に文書で行う。

（１）指摘事項について

※各項目末尾の（ ）内に当該事例の発生所管名、【 】内に本庁事務所管名を併記した。

① 契約事務について（重点監査項目）

ア 合理的な理由を欠く分割発注について

清掃工場で使用している薬剤の買入れ（単価契約）については、本庁で一般競争入札による一括調達を行うことで経済性の確保に努めているとされてきた。しかしながら契約を複数に分割し、近年は薬剤の価格が高騰していることを背景に契約数が増加し、令和5年度は前期・後期で合わせて、重金属固定剤については24本、苛性ソーダについては11本、アンモニア水については10本、活性炭は4本の分割発注になっている（契約金額合計約20億円）。

これらの薬剤は全ての清掃工場で同一仕様であるにもかかわらず、前期と後期で異なる納入工場を組み合わせることで予定価格が全て6千万円を超えないように分割発注されていた。

所管課への調査では、入札不調を防ぎ、安定的・確実に薬剤を調達する必要があるとのことであったが、一般的にこのような細分化は、契約の公平性や競争性を阻害し、事務作業を煩雑にする不経済な行為とみなされる。

また、明確な必要性や客観的合理性を欠く分割発注は、条例で定められた議会の議決を回避しようとする意図を持ったものともみなされかねない。単価契約による定例的な消耗品の購入とはいえ、高額で重要な財産の取得を民主的に決定するという地方自治法の趣旨と、納税者への説明責任の観点か

らは、予定価格が6千万円を超える契約案件については、議会の議決に付していくことが求められる。

所管課においては、総価契約への切り替え等、より透明性や経済性の高い合理的な発注方法に改善するとともに、契約所管課においては、このような不自然な分割発注を防止し、適正な契約執行を確保するため、入札の経過や結果に対するチェック機能を強化し、善管注意義務を発揮して監視と指導にあたられたい。

(施設管理部技術課)【総務部契約管財課】

イ ロ頭での契約行為による物品購入について

令和6年2月に、7か所の工場・所において、同一価格で同一事業者とドライブレコーダー購入契約を交わしていた(契約金額総額約48万円)。これは、本庁において予算流用により一括購入の競争入札を行ったが不調となったため、予算を各工場・所に執行委任し、口頭で特定の事業者が発注した内容を、少額随意契約で購入させていたものである。

競争に基づかない不適切な契約行為であることに加え、同時期に独自に購入と取付けを行った工場では、上記契約の約半額の価格で購入できていたことから、不経済な支出であったことも指摘せざるを得ない。適切な予算執行と自治体契約の原則に則った事務処理を徹底されたい。

(施設管理部管理課)

ウ 合理的な理由を欠く特命随意契約について

「小型家電再資源化処理実証確認委託」(契約金額約46万円)と「木製家具等再資源化処理実証確認委託」(契約金額約111万円)において、前年度に事業者の協力によりおこなった実証実験とのデータの継続性を特命理由としていたが、仕様書や報告書には、前年度からの事業の継続性を必要とする要件や報告内容が見当たらなかった。

事業の実験段階であっても公費を支出していることに変わりはない。自治体契約の基本である透明性、競争性、公平性を担保できる手法で実施できるよう検討されたい。

(施設管理部技術課)

エ 履行確認の徹底について

工場の物品購入案件において、納品が確認されていないにもかかわらず、合格の検査調書を作成し支出行為を行っていた。

その他、工事案件についても、仕様書で提出指示をしている書類や成果品が揃っていない状態で検査合格としている事例は、今年度も各所属で散見される状態である。

清掃一組の検査員は、その専門性や経験を活かし、工事や物品購入の契約が確実に履行されているかを最終的に確認し、代価を支払ってよいかを判断する責務を担っている。施設の安定操業を支える重要な立場であることを認識し、緊張感を持って職務にあたられたい。

また、本庁事務所管課においては、検査員が必要な知識や技術が習得できるよう、研修会やチェックシート活用の仕組みを整備するなどして履行確認の徹底をはかられたい。

(各清掃工場・所)

② 金券管理の徹底について

複数工場において、料金改定された有料ごみ処理券(総額約4万円)の還付手続きを怠り、令和6年3月末に抹消手続きを行うこととなった。

また、切手については、適切に管理されていたものの、年度末にまとめて購入し、年度を超えて保

有する慣習が残っている工場が見受けられた。

金券は適切に管理をして亡失等の事故を防ぐことはもちろん、会計年度独立の原則に従い、必要以上の余分を保管することのないよう注意をされたい。
(各清掃工場・所)

③ 近接地外旅費の適切な執行について

焼却灰資源化事業にかかる効率的な旅費の執行については、これまでも度々指導をしてきているところであるが、令和5年度においても近接地外旅費を総額で約300万円を執行していた。

旅行の主目的は処理施設等への実地確認であるが、関係者等との連絡体制の整備や実施状況確認については、「焼却灰の資源化管理調整業務委託」として外部委託契約を行い、受託者の業務になっており清掃一組職員が同行して行うべきものではない。

受託者との役割分担をより明確にするとともに、必要性を十分に精査した、効率的かつ効果的な旅行となるよう見直しを図られたい。
(施設管理部管理課)

第2 工事及び委託監査

1 監査対象

総務部、清掃技術訓練センター、施設管理部、各清掃工場、中防処理施設管理事務所及び建設部所管の契約金額100万円以上の工事（修繕含む。）及び委託

2 監査の実施期間・範囲・方法

種別 項目	契約金額100万円以上500万円 未満の工事及び委託	契約金額500万円以上の 工事及び委託
監査実施 期間	令和6年5月7日から 令和7年2月18日まで	令和6年8月30日から 令和7年2月18日まで
監査範囲	令和5年度に契約したもの又は契約 変更したもの	・令和5年度に契約したもの又は契約変 更したもの ・令和4年度以前に契約したもので、令和 5年度内に完了したもの、又は令和6年 度以降継続しているもの
監査方法	対象となる工事及び委託529件中 120件（22.7％）を抽出し、定 期監査時に併せ、監査資料に基づき書 類審査及び疑問点等の確認を行った。	対象となる工事及び委託460件中95 件（20.7％）を抽出し、監査資料に基 づき書類審査及び疑問点等の確認を行っ た。

3 監査の観点

主に令和5年度に実施した工事及び委託契約を対象に計画、設計、積算、契約、施工等の各段階において、技術面、事務処理ともに工事等が適正かつ効果的に行われているかを主眼とし、安全性の観点にも留意して監査を実施する。

重点監査項目：設計・積算

4 監査の結果

監査対象となった工事及び委託については、概ね適正に執行されていたが、次に述べる一部の指摘事項については、財政効果も大きいことから、事務処理の見直しや改善を行い、より適正な事務の執行に努められたい。

（1）指摘事項について

※各項目末尾の（ ）内に当該事例の発生所管名、【 】内に本庁事務所管名を併記した。

① 特命随意契約の理由や仕様内容を適切に記すべきもの

「主灰のセメント原料化処理業務委託」は、ほぼ同一の内容の仕様書（処理量のみ異なる記載）で全国各地のセメント製造事業者6者と特命随意契約により処理委託（契約額合計約14億3千万円）を行っているが、6件の特命理由が全て「要件を満たす唯一の業者」となっており、契約実態と矛盾している。

また、同一の仕様内容であれば、予定単価も同一となるはずであるが、事業者ごとにすべて単価が異なっており、予定価格は契約額とすべて一致をしていた。

監査事務局による所管課への調査の結果、実際には資源化施設ごとに前処理方法等が異なるため同一処理単価にならないとのことであったが、高額な特命随意契約であることも踏まえ、案件ごとに詳細かつ適切に業務内容を記し、予定価格の差異が生じることが明確になるように仕様内容を整えなければならない。

なお、灰の資源化事業は、処理業務委託先が決定すると、鉄道貨物や船舶輸送を担える事業者も限定的となり、特命随意契約で実施する仕組みとなっている。これらの特命理由の一つとなっている実証確認（確実性・安全性を検証するための先行事業）の事業者選定についても、公契約の原則である競争性・透明性を担保し、公正に行うとともに、輸送費を含めたトータルコスト削減の取組に一層努力をされたい。

（施設管理部管理課）

② 積算が過大となっており、予定価格を適切に定めるべきもの

「清掃工場及び不燃ごみ処理センター常時搬入物検査業務委託」（契約額約8千万円）の予定価格の積算において、本来諸経費に含まれる交通通信費を、車両費として二重計上（約94万円）していた。また、1日あたりの単価に諸経費率をかける考え方や、業務責任者の職種の選定（主任技師）についても、過大と見られる部分があったことから、事業実態を調査し適切な予定価格に改められたい。

なお、本検査は不適正搬入の防止に大きな成果を上げてはきたものの、マンパワーや作業員の経験に頼る部分が多いことから、今後は、分別指導の権限を持つ23区や事業者との連携、積極的な広報活動、監視カメラの設置や、他自治体で実験が始まっている画像認識AI（人工知能）の活用など、多面的な取組を強化することで施設の安定操業を確保していくことを要望する。

（施設管理部管理課）

その他、工場の工事委託案件と延命化工事についても、積算の根拠や内訳が明確に記されていないもの、積算が一部誤っていると思われるものが散見された。

（各清掃工場）

③ 経済性を考慮した上で適切な機器選定を行うもの

「排ガス分析計更新工事」において、ろ過式集じん器側と煙突入口側で異なる方式のばいじん計を設置しており、その積算額を比較したところ約3倍の価格差が見られ、煙突入口側で光散乱方式（高価な方）を採用していた。

一方、他工場で同様の分析計更新工事のばいじん計を比較したところ、両側とも同じ方式で摩擦静電検出方式（安価な方）のばいじん計を採用しており、ヒアリングなどで確認すると複数の工場で同じ摩擦静電検出方式を採用していることがわかった。

清掃一組においては、過去の不具合事例から煙突入口側は光学式を原則としているとのことであったが、安価な摩擦静電検出方式が採用されている工場においても、それ以降の不具合報告は確認されていなかった。また、環境省「発注仕様書作成の手引き」においても方式の指定までは行われていなかったため、再度、不具合の頻度等を確認し、より経済的な工事が選択できるよう工夫をされたい。

また、本件は、建設時の形式の指定が、その後の更新時においても制限となっていることを示す一例である。受注者や工場に、実態に則した創意工夫ができる余地を残し、より経済的で簡易なメンテナンスを行うことができるよう検討を進められたい。

(ばいじん計 更新工事積算額比較表)

	形式	積算額
A 工場 ばいじん計 (ろ過式集じん器出口)	摩擦静電気検出式	1,490,000 円
A 工場 ばいじん計 (煙突入口)	光学式 (光散乱式)	4,550,000 円
差異		3,060,000 円

(施設管理部技術課)

④ 最低制限価格の設定に注意をするべきもの

清掃一組では、ダンピング防止を目的に全ての「入札に付す工事請負契約案件」を対象に最低制限価格を設定している。しかしながら、各工場・所が指名競争入札で行っている工事案件において、参加者全員が最低制限価格を下回り契約不調となったものが7件、また、受注が可能であったと思われる相応の技術力を保持した事業者が失格となっていた事例も40件存在していた(監査事務局調べ)。

後者の40件について、落札価格と、失格となった一番低い応札価格を比較すると、合計で1億3千万円以上の差異が認められたことから、これまで以上に的確に予定価格を積算することが求められる。

具体的には、空調機やシャッター、ファンの補修工事や、冷暖房や循環ポンプの更新工事、外壁補修などの建築工事などにおいて最低制限価格による失格事例が発生していた。

過去の実績や材料費等の取引実態には特に注意を払いつつ、清掃一組内の失格事例の傾向を分析・情報共有する等、最低制限価格を下回る契約不調を防止し、適正かつ経済的な工事が履行できるよう工夫をされたい。

(失格事例)

件名	予定価格	入札額 (指名競争入札)	
工場設備補修工事	3,367,100 円	A 社 2,618,000 円	落札
		B 社 (製造メーカー) 1,540,000 円	最低制限価格以
		C 社 1,430,000 円	下となり失格

(各清掃工場・所、施設管理部施設課)

⑤ 安全管理を徹底するべきもの

工場の「屋上屋根補修工事」など、高さ6.75メートルを超える高所作業において、法令で義務付けられたフルハーネス型墜落制止用器具を使用せず、胴ベルト型墜落制止用器具を使用している事例が見受けられた。

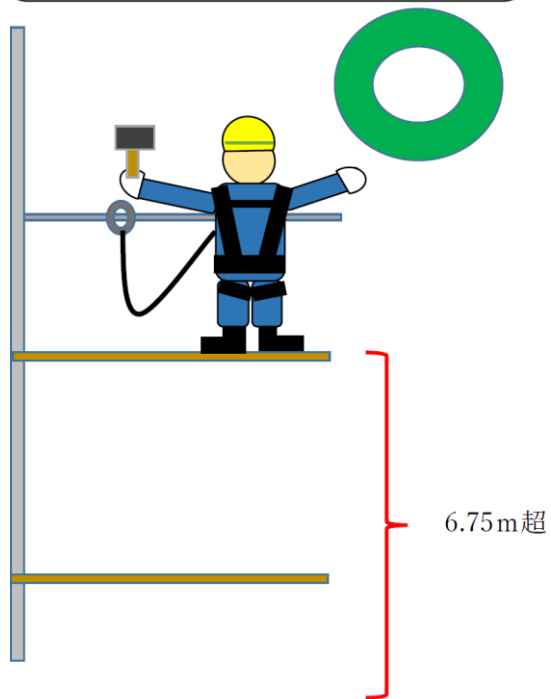
高さ6.75メートルを超える高所作業における、胴ベルト型墜落制止用器具の着用については、墜落時に内臓の損傷や胸部等の圧迫による危険性が指摘されており、労働安全衛生規則等の改正により令和4年1月2日以降使用禁止となっている。

監督員は、このような改正の趣旨を踏まえ、作業現場で想定されるリスクを把握し、墜落制止用器具の適正使用の注意喚起を行うなど、災害の未然防止に万全を期した監督業務を徹底されたい。

(各清掃工場・所)【職員課、施設管理部技術課】

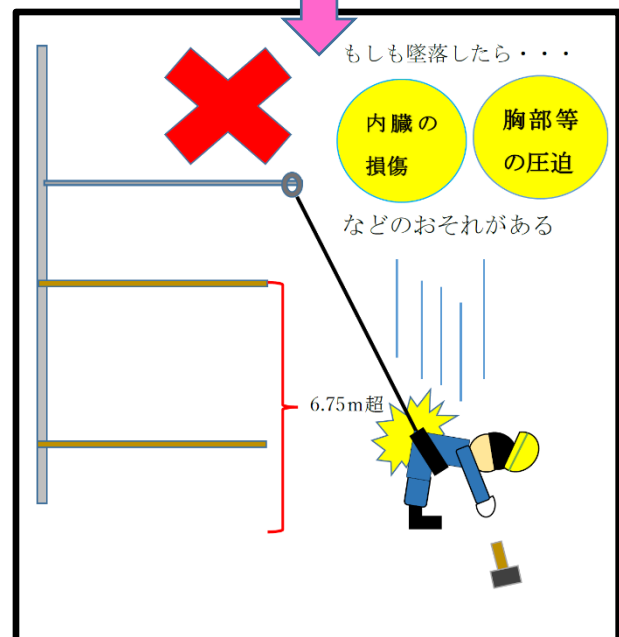
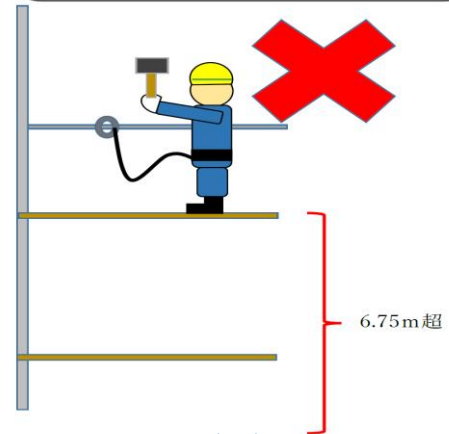
フルハーネス型墜落制止用器具

高さ6.75mを超える高所作業
では、フルハーネス型を選定



胴ベルト型墜落制止用器具

高さ6.75mを超える高所
作業では、胴ベルト型は使用
禁止



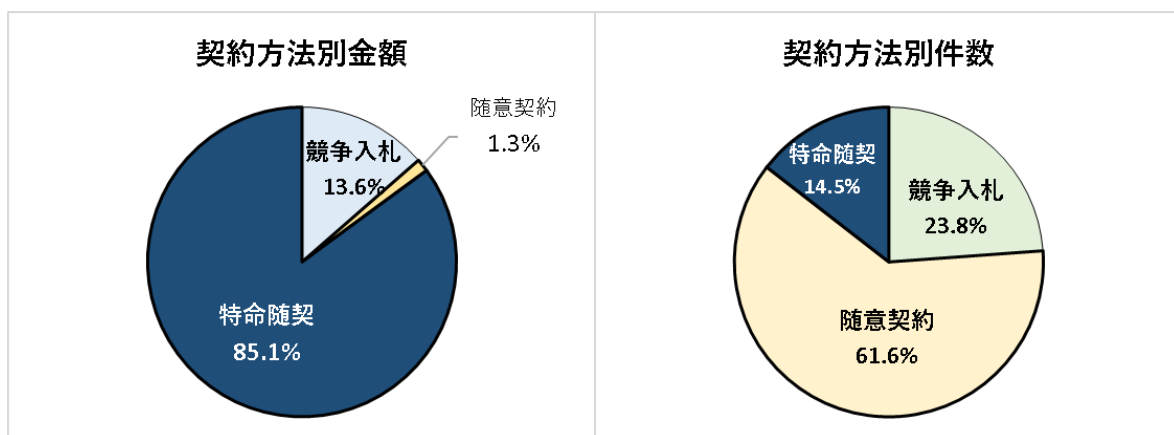
第3 監査委員意見

令和6年度の定期監査と工事及び委託監査においては、清掃一組の事業が、安定性や確実性を第一に、概ね適正に行われていることを確認する一方で、自治体としての経済性確保の視点や区民への説明責任については取組が不足している点も認められた。監査結果を総括して監査委員の意見を述べる。

1 法令遵守と契約事務の適正化について

監査事務局において令和5年度の清掃一組の契約実績を分析したところ、金額別では総額約1,059億円のうち約901億円（約85.1%）、件数別では総件数4,487件のうち651件（約14.5%）、が特命随意契約で行われていることがわかった（特命随意契約には「中防不燃・粗大ごみ処理施設整備工事」の約452億円を含む）。1件あたりが高額な特命随意契約が主流となっていることは、廃棄物処理施設の管理運営業務を主とする、清掃一組の予算執行及び契約形態の特徴の一つである。

（令和5年度 契約締結実績グラフ）



そもそも、地方自治法の定めるところにより、自治体契約は一般競争入札を原則とされるも、廃棄物処理に関する契約については、判例等で、適正な処理の確実な履行を最優先に位置付けて、技術や実績のある特定の事業者者に随意契約を行うことを自治体の裁量として許容してきた経緯がある。

しかしながら、今年度の清掃一組の監査結果からは、長年の特命随意契約、特に委託契約において適正な予定価格を見積もることができなくなる、価格の妥当性が検証できなくなるなど、特命随意契約の短所も見られるようになってきたことがわかった。

また、特命随意契約が広く常態化することで、組織全体に、競争性や公平性、透明性を担保しながら適切に公契約を結ぶという意識が薄れていくことも懸念される。

本来自治体においては、安易な随意契約を許容することなく、1件でも多く競争入札に移行する努力をすること、また、特命随意契約にせざるを得ない案件も適切な予定価格を見積もり、経済性を確保することが原則である。

については以下の2点について早急に検討を進められたい。

（1）入札監視委員会の設置と随意契約案件の公表について

清掃一組においては「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、予定価格250万円を超える工事案件の公表は行っているものの、特命随意契約の委託案件については公表をしていない。

また、平成18年に閣議決定された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」により求められている、学識経験者等の第三者の意見を適切に反映する「入札監視委員会」の設置も未設置となっている。

清掃一組の契約は金額も高額なものが多いことから、第三者機関において定期的に入札や契約の過程を確認するとともに、23区をはじめとする他の自治体に倣い、特命随意契約の結果について広く定期的に公表し、説明責任を十分に果たすよう努力されたい。

(他自治体の状況)

*監査事務局によるホームページ掲載情報からの調査

自治体名	第三者監視機関の設置	特命随意契約情報の公表
東京23区	18区	18区*
東京都	○	○

*地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に定める随意契約の公表等一部公表を含む

(2) 建設工事と運転維持管理業務の一括発注について

廃棄物処理施設の運営について、建設工事を担った事業者は、その後の維持管理や定期補修工事を継続して特命随意契約せざるを得なくなる状況になってしまうことは、かつては他の自治体においても同様の課題であった。

しかしながら他自治体では、このような契約上の問題に加え、技術者不足や財源不足が深刻化し、10年ほど前から、清掃工場等の建設工事と、その後の運転維持管理業務を一括して発注する民間活用手法が採用されはじめ、その動きは全国的に広がりつつある。

近年では大都市や都市部の一部事務組合でも導入済であることから、清掃一組においても、契約の競争性、透明性の確保の点から調査・研究を進める必要がある。

加えて、今回の監査結果からも、公的な積算が民間の取引価格よりも高価になっていることが明らかになったものがあつたが、運営を民営化することにより、事業者の創意工夫や柔軟な契約が可能となり、運営コストが削減できることも期待される。

については、清掃一組内の技術的な議論だけではなく、23区や多方面からの専門家を交え、契約の透明性や競争性の向上、ライフサイクルコストの低減等、多角的な視点から、持続可能な中間処理体制の構築につながるよう検討を進められたい。

(他都市の民間活用実績)

*監査事務局によるホームページ掲載情報からの調査

施設名	完成年月	施設規模	契約金額	事業方式
クリーンプラザふじみ (ふじみ衛生組合 三鷹市・調布市)	平成25年	288トン/日	約145億円	DBO(公設民営)
北名古屋工場(名古屋市)	令和2年	660トン/日	約537億円	PFI(BTO)
住之江工場 (大阪広域環境施設組合 大阪市、八尾市、松原市、守口市)	令和5年	400トン/日	約338億円	DBO(公設民営)

*契約金額には20年間の運営費を含む。消費税額除く

2 将来を見据えた行財政改革の取組について

(1) 財政規律の確保と行政評価の取組について

今回の監査では、契約方法と設計・積算の適正性を重点項目とし、長年の特命随意契約が継続することにより、費用対効果の検証が難しくなっている事業や、受託者との関係性で大きな変更が難しくなっている事業が存在することを確認した。

しかしながら、現在の清掃一組では、外部評価や第三者機関を交えた客観的な行政評価が行われておらず、内部評価の結果さえも公表されていない実態がある。また、これまでも度々指摘をしてきたところであるが、組合設立以来、組織の基本となる職員定数条例が改正されておらず、組織規則についても類似業務や組織の整理統合が十分になされていない状況にある。

清掃一組には、23区からの分担金を主財源とする、毎年約1千億円の予算が、どのように使われ、どのような効果をもたらしているのかを、区民に明らかにしていく責務がある。財政を見える化し、予算の適正管理を行うことはもちろん、行財政改革の取組により、最小の経費で最大の効果をもたらす、合理的な事業・組織運営の実現に努力をしなければならない。

ついては、政策目標や事業目標を明確に示すとともに、第三者を交えた行政評価やEBPM(証拠に基づく政策立案)等の客観性をもった評価制度の下に、事業や組織のあり方についてオープンに議論、検証を進めることのできる仕組みを構築されたい。特に、経過や結果を広く公表していくこと、また、いつまでに目標を達成するか、具体的に時期を設定して取組んでいくことが重要である。

このような組織のマネジメントシステムが自律的に動き出し、経営資源(人材・施設・財政)の最適化が進むことを強く要望する。

なお、自治体監査は、区民が納めた税金が適正かつ効果的に使われているかを検証するものである。本監査結果の指摘事項については、令和6年度清掃一組監査基本計画に基づき、措置状況の報告を発生所管課等に求め、内容を公表していく。

(2) 持続可能な組織運営体制の確立

東京23区のごみ量は、清掃一組設立の平成12年度以降、各区のごみ減量の取組等により、人口が約142万人増加しているにもかかわらず一貫して減少を続けてきた。

平成12年度のごみ量約350万トン、令和5年度には約249万トンにまで減少し、100万トン以上、約3割の減量を実現している。

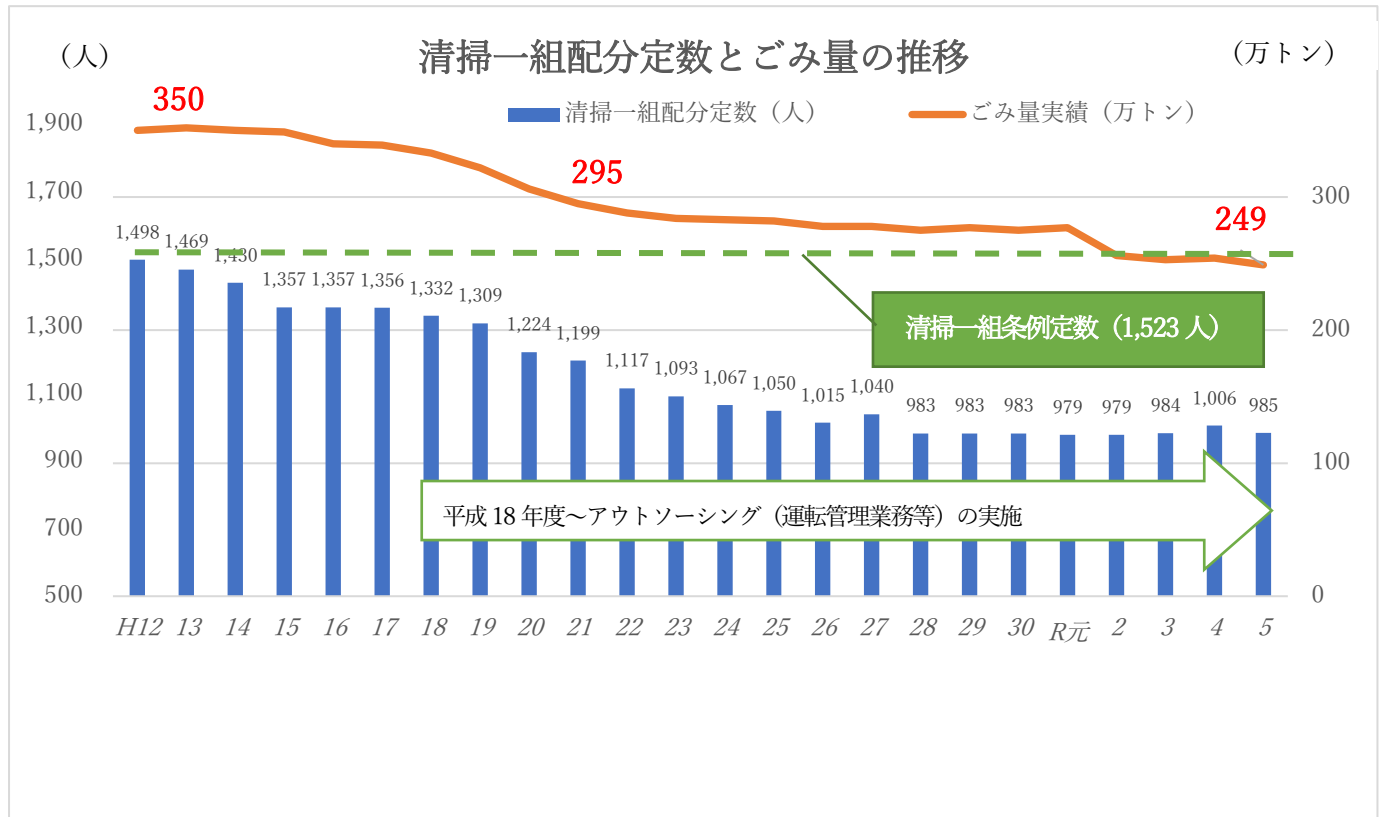
一方、清掃一組における中間処理体制は、東京都からの清掃移管時に引き継いだ清掃工場を順次更新しながら、およそ20工場を稼働させ、運営にアウトソーシングを導入しながらも、基本的には、組織体制・職員体制を大きく変更することなく現在に至っている。

これは、安全で安定的な施設の維持管理を任された一部事務組合の使命を十分に果たすものではあったが、ごみ量の減少に加え近年は、施設整備費や物価の高騰、少子高齢化の進展、国家レベルでの脱炭素・循環経済への移行等、清掃事業を取り巻く環境が大きく変化し、今後、清掃一組は、保有する施設を最大限に有効活用しながら、これまで以上にスリムな組織運営を目指す必要がなくなっている。直面する、膨大な費用を要する清掃工場の建替需要に対応していくためには、これまで通りの経営方針では限界があり、清掃一組の財政・組織・人員体制の改革が不可欠である。

また、清掃事業は本来、収集から中間処理、最終処分まで一貫して効率的で効果的なものでなければならない。最終的な一般廃棄物の処理責任を有する23区とともに、国の方針や他都市の取組も参

考にしながら、今後10年、20年先を見据えた効率的な運営体制を検討する時期が来ている。

これまでも監査委員意見として述べてきたところであるが、スリムで効率的、この先の環境変化にも柔軟に順応できる組織づくりを目指し、これまでより一步踏み込んだ行財政改革の取組を迅速、精力的に進めていくことを重ねて要望する。



3 まとめ

今年度の監査を通して事務執行上の大小様々な問題点を把握したが、それらが起こる原因が、個々個別の要因はもとより、前例踏襲や同調圧力といった清掃一組組織の底流にある体質や意識が起因して、事務の見直しや改善が進みにくい状態にあることを確認した。

組織の体質や意識を改善し、最小経費最大効果の追求や法令順守、説明責任を果たす組織を構築するための一つの方策として、清掃一組の職員研修体制の強化等による人材育成が不可欠である。

地方自治法や地方公務員法、条例規則など公務員として身につけるべき基本的な法令や知識を、採用時のみならず、人材育成の各段階で確認できる仕組みを整備し、「コンプライアンスとアカウンタビリティ」の精神を、組織として根付かせていく必要がある。

清掃事業は区民生活に密接に関わる事業である。しかしながら、一部事務組合という組織は23区や区民からは遠く、わかりにくい存在である。そのため、職員が日々の職務の中で、説明責任を実感できる場面も限られている。清掃一組はこのことを自覚し、自ら積極的に情報を開示・発信し、情報の双方向化の確保と「組織の透明性の向上」に努力をしていくことが必要である。

今後23区は、施設の建替に伴う分担金の増額や、さらなるごみ減量のための協力を区民に求めていかなければならない。清掃一組が今後、これまで築いた安全性や安定性を基盤としつつも、さらに無駄を省いた透明性の高い組織運営体制を確立し、23区清掃事業のさらなる発展に貢献していくことを切に期待する。

第4 財政援助団体等監査

1 監査の対象

東京二十三区清掃一部事務組合職員互助会

2 監査実施日

令和6年5月7日から令和7年2月18日まで

3 監査の範囲

令和5年4月1日から監査実施当日分まで

ただし、契約関係は令和5年度に契約したもの

4 監査方法

令和6年度監査基本計画及び令和6年度財政援助団体等監査実施計画に基づき実施

5 監査の結果

概ね適正に処理されており指摘すべき事項は認められなかった。

6 意 見

事業原資には区民の税金が含まれているということを常に意識し、引き続き適切な事務執行に努められたい。